

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-7 災害における金融に関する措置</p> <p>（1）災害地における金融上の措置</p> <p>〔略〕</p> <p>①～③ 〔略〕</p> <p>④ 証券会社等において、窓口業務<u>休止</u>等の措置を講じた場合、業務<u>休止</u>等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示<u>や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段</u>により顧客に周知徹底</p> <p>⑤ 〔略〕</p> <p>（2）南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p><u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第4条に</u>  <u>基づき作成された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」</u>により、<u>国は、</u>  <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情</u>  <u>報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、</u>  <u>平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</u></p> <p>ただし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サー</p>	<p>【本編】</p> <p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-7 災害における金融に関する措置</p> <p>（1）災害地に対する金融上の措置</p> <p>〔略〕</p> <p>①～③ 〔略〕</p> <p>④ 証券会社等において、窓口業務<u>停止</u>等の措置を講じた場合、業務<u>停止</u>等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示<u>等の手段を用いて</u>告示するとともに、<u>その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底</u></p> <p>⑤ 〔略〕</p> <p>（2）南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情</u>  <u>報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警</u>  <u>戒」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、<u>平常時間外営業</u>  <u>等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされてい</u>  <u>る。</u></u></p> <p>ただし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サー</p>

改正案	現行
<p>ビス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域（注1）内に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>（注1）「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。）に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定されている（注2、注3）。</p> <p>（注2）「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。</p> <p>（注3）「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、</p>	<p>ビス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている（注4）。</p>	
<p>（注4）「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。</p>	<p>（新設）</p>
<p>イ. 住民事前避難対象地域内の対応</p> <p>a. 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、業務休止の措置を講じる予定の営業店舗については、顧客に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により平時から予め周知することが望ましい。</p> <p>b. 営業時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、証券会社等において、住民事前避難対象地域内に所在する営業所及び事務所の窓口における業務を休止するとともに、業務休止の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。</p> <p>（削除）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>イ. 営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、証券会社等において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止するとともに、業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。</p> <p>ロ. 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、</p>

改正案	現行
	<p><u>業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。</u></p>
<p>c. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の金融商品取引業務の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</p>	<p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の金融商品取引業務の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</p>
<p>(削除)</p>	
<p>d. 巨大地震警戒に伴う避難指示が解除された場合には、証券会社等において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>e. 発災後の証券会社等の応急措置については、<u>営業所又は事務所が業務を休止している間を除き、IV-3-1-7 (1) ①~③及び⑤に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p>	<p><u>二. その他</u></p> <p>a. 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、証券会社等において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>b. 発災後の証券会社等の応急措置については、IV-3-1-7に基づき、<u>適時、的確な措置を講ずることを要請する。</u></p>
<p>口. 高齢者等事前避難対象地域内の対応</p>	<p>(新設)</p>
<p>a. <u>高齢者等事前避難対象地域内において、営業時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、証券会社等が高齢者等事前避難対象地域内に所在する営業所又は事務所の窓口における業務を休止する場合（注）には、業務の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p><u>（注）例えば、店舗における従業員が要配慮者等に該当したり、要</u></p>	

改正案	現行
<p><u>配慮者等の避難を補助するため従業員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難の発令により営業継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。</u></p> <p><u>b. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、証券会社等において営業所又は事務所の窓口業務を休止する場合には、当該証券会社等が発災後の金融商品取引業務の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</u></p> <p><u>c. 巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、証券会社等において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</u></p> <p><u>d. 発災後の証券会社等の応急措置については、営業所又は事務所が業務を休止している間を除き、IV-3-1-7(1)①~③及び⑤に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>② 事前避難対象地域外 <u>(南海トラフ地震防災対策推進地域(注))</u> 内に限る。以下②において同じ。)に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>(注)「<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u>」とは、<u>南海トラフ地震ガイドライン</u>に規定する「<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u>」を指す。当該「<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u>」は、同ガイドライン中「用語集」において、「<u>南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域</u>」と規定されている。</p> <p><u>南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、証券会社等において、</u></p>	<p>証券会社等において、事前避難対象地域内の営業所又は事務所が業務</p> <p>② 事前避難対象地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>事前避難対象地域内の営業所又は事務所が業務<u>休止</u>の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の営業所及び事務所については、<u>居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、原則として平常どおり業務を行うとともに、その旨をポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により顧客に対して周知徹底する</u>よう要請する。</p> <p>(3) [略]</p>	<p><u>停止</u>の措置をとった場合であっても、<u>当該業務停止の措置をとった事前避難対象地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行う</u>よう要請する。</p> <p>(3) [略]</p>